

独占禁止に関する方針

目的

Charles River Laboratories International, Inc. およびその子会社（総称して「当社」または「CRL」といいます）は、公正な競争と商慣行に専心しています。当社の業務を行う上で、適用される法と規制に従うことは、当社の方針であり、これに例外はありません。当社の各社員、役員および取締役には、本方針に従うことが求められます。社員、役員および取締役は、当社の業務を遂行する際に、当社が事業を行なうあらゆる国または地域における、独占禁止および競争に関する法と規制に違反する活動を避けなければなりません。

方針

本方針では、それが適切な方法で遂行されない場合には、独占禁止および競争に関する法と規制による処罰の対象となり得る活動の種類について説明しています。当社の商慣行および活動が、不公平な競争に関与しようとしているように見える状況を作らないことが重要です。独占禁止法規は複雑であるため、当社の社員、役員および取締役は、独占禁止法に違反すると考えられる状況に直面した場合は、直ちにコーポレート法務部の助言を求めてください。

以下に、完全な一覧ではないものの、過去に独占禁止／競争法規への違反とされた特定の活動を例として挙げています。これに基づいて、細心の注意を払い、以下の行為に関与する前にコーポレート法務部の助言を受けてください。

競合他社との関わり

独占禁止に関する最大の問題を生じさせる可能性があるのは、競合他社、すなわち、当社と同じ製品またはサービスを製造または販売する企業との関係です。競争を制限する、または競争に影響する競合

会社間での何らかの合意、了解または取り決めは、書面または口頭、正式または非公式、明示的または暗示的にかかわらず独占禁止法への違反の審査の対象となり、最も深刻な場合には、CRLと違法行為に関与した社員の双方に重い刑罰が科せられる結果をもたらすこともあります。社員、役員および取締役は、製造する製品と数量、提供するサービス、販売先、販売価格および販売条件を、競合他社と関わることなく決定しなければなりません。実際または潜在的な競合他社が上記について互いに合図する、当事者間で同意する、不正工作、設定またはコントロールするなど、協力して行動することは認められません（ただし、稀な状況と規制当局の許可がある場合を除きます）。

当社は、特定のサービスおよび/または製品に関して当社の競合にあたるが、同時に同じもしくは異なるサービス

および/または製品に関しては、当社の顧客またはサプライヤーである企業と取引を行います。これらの企業とやり取りする際に、(1) 価格と取引条件についての話し合いが供給関係上必要とされる顧客・サプライヤー間でのやり取り、そして (2) このような話し合いが（談合の）疑いをもたらす可能性がある競合会社間での話し合い、を明確に区別することが重要です。CRL社員は、正当な顧客・サプライヤーとしての話し合いが、会社間の競争に関与

するトピックに及ぶのを避ける必要があります、このような話し合いや連絡の際に交わされる情報がそれを必要とする

個人とのみ共有され、適切な目的にのみ利用されることを徹底するための事前措置を講じる必要があります。

独占禁止に関する訴訟では、競合他社が会ってビジネスの状況について話し合った後に価格が引き上げられた、または会った後に一方の競合会社が他の競合会社も参加する契約の入札を行わなかったことを示すだけで違法な合意の証明となり得ます。刑事上の有罪判決でさえ、間接的または状況的な合意の証拠に基づくことがあります。したがって、競合他社との一対一の会合または電話での会話には、極めて慎重を期す必要があります。やむを得ずこのような状況になった場合は、価格と商慣行に関して一切話し合わないことを明確にすることが賢明です。同様に、他のサービスでCRLの競合に当たる会社と、顧客またはサプライヤー関係のやり取りをする場合、他方の当事者が話し合いをサプライヤーと顧客の関係外のことに移そうとしたら、競争の対象となるトピックについて

話し合わないことを明確にすることが重要です。

さらに、このような合意、了解または取り決めに達しようとする試みはいかなるものも、たとえそれが達成されなかった場合であっても独占禁止法違反の審査対象となる可能性があります。競合他社の社員または代表者との
なにげない会話でさえも、その競合会社との違法な合意の告発で裏付けとされる可能性があります。

共謀または不正行為と見受けられるのを避けるために、実際のまたは潜在的な競合他社と、競合する領域に

おける次の事項について、公的あるいはプライベートな場で話し合ったり、合意を交わしたりしてはなりません（ただし、コーポレート法務部によってそうすることが助言または許可された場合、および顧客でもある競合会社に関する上記の説明に該当する場合を除きます）。

- 価格設定に関する方針、割引、利鞘、リベートおよびその他の販売条件
- サプライヤー、卸売業者、流通業者または顧客の価格設定に関する慣行または動向
- 入札、内示書、または入札手続き

-
- 予想される収益、利鞘、市場シェアまたは特定の市場における製品もしくはサービスの集中
 - コストと予想コスト
 - ビジネス、マーケティングおよび販促の計画（製品とサービスの発売日、広告イニチアチブのコントロールまたは制限を含む）
 - 顧客またはサプライヤーの選択、拒否または終了
 - 特定の第三者との売買の可能性
 - 現在または潜在的な研究活動
 - 掛売条件
 - 輸送料または印税
 - 社員の給与および競合他社の社員引き抜き行為
 - 販売領域、顧客、顧客リスト、または特定の顧客の取引の割り当て
 - 製品または製品の完成に欠かせない原料の製造率もしくは市場供給率のコントロール
 - 潜在的競合他社の製品に相当する製品、類似物または代替物と見なされるものの製造または市場供給の、コントロールもしくはその試み、または遅延（すなわち、「遅延のための支払い」または「逆支払い」の提供）

競合他社から、違法な、もしくは疑わしい合意あるいは当社の慣行に関する情報の共有を求められた場合、次の行動をとる必要があります。

1. (a) そのような話し合いは違法である可能性があり、禁固刑および/または罰金を含む刑罰の結果を招く恐れがあること、そして (b) あなたがこの件に関して話し合わないことを当事者に知らせる。
2. 直ちに会合の場から退出し、議事録に退出について記載する。
3. この件について監督責任者およびコーポレート法務部に直ちに通知し、届出に詳細に及ぶ記載を加える。

顧客とのやり取り

競合他社とのやり取りに加え、顧客との活動も当社を独占禁止に関するリスクにさらす場合があります。これに基づいて、細心の注意を払い、顧客または見込み顧客との以下の行為に関与する前にコーポレート法務部の助言を受けてください。

- 複数の異なる製品を購入することを割引の条件とする（注意：これは、通常認められる慣行である、複数の製品を当社のコストを超える割引価格で購入するという、顧客を対象とするインセンティブを設けることとは異なります）。

-
- 顧客の購入分と当社の購入分が関連市場の大部分を占める状況で、顧客が他社から製品とサービスを購入する権利を当社が制限する取り決めを結ぶ。
 - 代理店が顧客に請求する価格を確定する契約または取り決めを代理店と結ぶ。

さらに、社員は以下を行ってはなりません。

- 当社が顧客から購入する前に、顧客が当社から購入するよう要求する（互惠取引）。
- 比較的人気の高い製品またはサービスを購入する資格を得るために、比較的人気のない製品またはサービスを購入するよう顧客に要求する（抱き合わせ）。
- 競合他社との契約を終了、不履行または違反するよう顧客に働きかける。
- 当社のビジネスの利益に役立てるため、または競合他社に損害を与えるために顧客またはサプライヤーを贈賄する。

社員、役員または取締役は、当社の競合他社または競合他社の製品もしくはサービスについて誹謗するような

コメントを、当社顧客に向かってするべきではありません。立証できない競合他社または競合他社の製品もしくはサービスについての言及は、不公正な競争に関する法規または不公正な取引慣行に関する法律に違反する可能性があります。独占禁止法は複雑であるため、価格交渉または入札がかかわる状況に関与する際には、当社の既存の価格標準（認められる割引価格帯を含む）から外れず、不確かな場合には、法務部に問い合わせ、追加の指示を得てください。

本方針に相反する行為の報告

本方針に違反する行為を目撃した、またはそれを知る社員、役員または取締役は、自身の監督責任者、現地の人事部担当者、コーポレート人事部またはコーポレート法務部に連絡する必要があります。社員には、チャールス・リバー・ヘルプラインに電話し、疑われる違反について報告する方法もあります。

非遵守

すべての方針は、その成功のために全従業員の協力を必要とします。本方針に実質的に違反したことが判明した社員は、現地の法令に基づき、最高で解雇を含む懲戒処分の対象となります。

全般

当社は、当社が必要とみなす場合、本方針をいつでも改正または破棄する権利を有します。

適用範囲

Charles River Laboratories International, Inc.（およびその関連会社と子会社）のすべての取締役、役員および社員。

責任

本方針の解釈および/または本方針に含まれるトピックに関連して何か不明な点がある場合は、法務コンプライアンス担当コーポレート副社長に問い合わせてください。

関連文書

行動倫理規範